

熊本県公報

第 1 1 3 9 2 号
平成 18 年 4 月 10 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定……………(森林保全課)	1
○介護老人保健施設の開設許可……………(高齢者支援総室)	1
○公有水面埋立に伴うしゅん功認可……………(漁港課)	1
○ ”……………(”)	2
○保安林の指定に関する予定……………(森林保全課)	4
○ ”……………(”)	4
○「動物の飼養収容の許可を要する区域の指定」の一部改正……………(健康危機管理課)	4
○「と畜場法施行細則様式第 1 に掲げると畜場番号」の一部改正……………(”)	5
公 告	
○土地改良区役員の住所変更……………(農村計画・技術管理課)	6
○第 32 回熊本県消防救助技術大会競技施設の賃貸借……………(危機管理・防災消防総室)	6

告 示

熊本県告示第 428 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町皆越字堂ノ下 76、77 の 1、78 の 3、79、81 の 1、82、83、90 の 1、90 の 3、字尾崎 95 の 1、95 の 5、98 の 1、98 の 3、字西平 99 の 1、字烏泊 157 の 1、157 の 3、字堂ノ上 167 から 169 まで、172 の 1、182 の 1、183、184 の 1、185、字ユルサ 1215 の 1、1215 の 3、1220 の 2、1226、1227 の 1、1229、1230
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 429 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。
平成 18 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護老人保健施設】

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
介護老人保健施設かなこぎ苑 熊本市硯川町 768-1	医療法人社団 郁栄会	平成 18 年 4 月 1 日

熊本県告示第 430 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成 18 年 3 月 31 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
上天草市大矢野町上 1514 番地 串漁港管理者 上天草市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
昭和 63 年 12 月 12 日付け熊本県指令河第 84 号の免許に係る埋立地地先並びに上天草市大矢野町上字江後 3946 の 3、3946 の 9、3945 及び 3944 の 3 に隣接する無番地（白 2）地先並びに 3944 の 4、3942 の 1 地先並びに 3942 の 1、3942 の 2、3931 の 1、3931 の 2、3931 の 3、3931 の 4、3931 の 5、3929 の 2、3864 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する無番地（白 1）地先並びに字小瀬戸 3863 の 4、3863 の 3、3863 の 9、3863 の 2、3863 の 1 に隣接する無番地（町 3）地先公有水面
 - (2) 区域
次の 1 の地点から 23 の地点までを順次直線で結んだ線、23 の地点と 24 の地点を結ぶ昭和 63 年 12 月 12 日付け熊本県指令河第 84 号の免許に係る埋立地と公有水面との境界線（DL + 4.12 メートルにより決定）及び 24 の地点と 1 の地点を結ぶ平成 10 年の春分の日満潮位（DL + 4.12 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 の地点	三等三角点廣崎（北緯 32 度 36 分 10.9769 秒 東経 130 度 25 分 49.0248 秒）から 283 度 40 分 1167.3 メートルの地点
2 の地点	1 の地点から 258 度 52 分 4.0 メートルの地点
3 の地点	2 の地点から 299 度 10 分 5.0 メートルの地点
4 の地点	3 の地点から 29 度 10 分 1.5 メートルの地点
5 の地点	4 の地点から 299 度 09 分 1.8 メートルの地点
6 の地点	5 の地点から 209 度 10 分 1.5 メートルの地点
7 の地点	6 の地点から 299 度 09 分 41.0 メートルの地点
8 の地点	7 の地点から 29 度 10 分 1.5 メートルの地点
9 の地点	8 の地点から 299 度 10 分 2.2 メートルの地点
10 の地点	9 の地点から 209 度 10 分 1.5 メートルの地点
11 の地点	10 の地点から 299 度 09 分 57.8 メートルの地点
12 の地点	11 の地点から 29 度 10 分 1.5 メートルの地点
13 の地点	12 の地点から 299 度 10 分 2.2 メートルの地点
14 の地点	13 の地点から 209 度 10 分 1.5 メートルの地点
15 の地点	14 の地点から 299 度 09 分 6.5 メートルの地点
16 の地点	15 の地点から 29 度 13 分 1.7 メートルの地点
17 の地点	16 の地点から 299 度 09 分 3.5 メートルの地点
18 の地点	17 の地点から 209 度 11 分 1.7 メートルの地点
19 の地点	18 の地点から 299 度 09 分 20.0 メートルの地点
20 の地点	19 の地点から 27 度 15 分 9.6 メートルの地点
21 の地点	20 の地点から 18 度 48 分 4.6 メートルの地点
22 の地点	21 の地点から 299 度 09 分 38.9 メートルの地点
23 の地点	22 の地点から 209 度 09 分 14.3 メートルの地点
24 の地点	23 の地点から 209 度 09 分 54.7 メートルの地点
 - (3) 面積
12,455.02 平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 関係書類の縦覧場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに上天草市水産課

熊本県告示第 431 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成 18 年 3 月 31 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
上天草市大矢野町上 1514 番地 串漁港管理者 上天草市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
2 工区
上天草市大矢野町上字串 4255 の 10、4237 の 1、字江後 3953 の 6、3953 の 7 地先公有水面

3 工区

上天草市大矢野町上字江後 3953 の 7 地先並びに 3953 の 7、3953 の 5、3952 の 5、3952 の 11、3952 の 4、3946 の 7、3946 の 16、3946 の 17、3946 の 3 及びこれの区域に介在する無番地（白3）に隣接する無番地（白2）地先並びに平成11年1月12日付け熊本県指令漁第24号の免許に係る埋立地地先公有水面

(2) 区域

2 工区

次の1の地点から32の地点までを順次直線で結んだ線及び32の地点と1の地点を結ぶ昭和62年秋分の日満潮位（DL + 4.12メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点	三等三角点廣崎（北緯32度36分10.9769秒 東経130度25分49.0248秒）から292度05分24秒 1507.219メートルの地点
2の地点	1の地点から178度01分05秒 11.769メートルの地点
3の地点	2の地点から268度22分27秒 1.974メートルの地点
4の地点	3の地点から177度48分24秒 7.029メートルの地点
5の地点	4の地点から87度25分11秒 1.977メートルの地点
6の地点	5の地点から178度13分31秒 13.141メートルの地点
7の地点	6の地点から267度20分13秒 1.980メートルの地点
8の地点	7の地点から178度08分33秒 7.004メートルの地点
9の地点	8の地点から88度30分48秒 1.966メートルの地点
10の地点	9の地点から177度22分24秒 13.005メートルの地点
11の地点	10の地点から268度25分59秒 1.975メートルの地点
12の地点	11の地点から177度38分48秒 7.038メートルの地点
13の地点	12の地点から87度18分58秒 1.986メートルの地点
14の地点	13の地点から178度31分21秒 13.070メートルの地点
15の地点	14の地点から269度51分11秒 1.950メートルの地点
16の地点	15の地点から178度37分08秒 7.011メートルの地点
17の地点	16の地点から89度20分03秒 1.979メートルの地点
18の地点	17の地点から178度19分48秒 13.005メートルの地点
19の地点	18の地点から267度41分02秒 1.980メートルの地点
20の地点	19の地点から178度26分43秒 7.003メートルの地点
21の地点	20の地点から88度42分05秒 1.986メートルの地点
22の地点	21の地点から177度01分10秒 13.078メートルの地点
23の地点	22の地点から267度53分39秒 1.959メートルの地点
24の地点	23の地点から177度27分23秒 6.985メートルの地点
25の地点	24の地点から88度13分16秒 1.965メートルの地点
26の地点	25の地点から177度50分35秒 13.072メートルの地点
27の地点	26の地点から268度29分58秒 1.986メートルの地点
28の地点	27の地点から178度52分01秒 6.979メートルの地点
29の地点	28の地点から88度43分58秒 1.989メートルの地点
30の地点	29の地点から179度18分27秒 11.499メートルの地点
31の地点	30の地点から118度39分45秒 1.491メートルの地点
32の地点	31の地点から208度23分50秒 1.972メートルの地点

3 工区

次の1の地点から22の地点までを順次直線で結んだ線及び22の地点と1の地点を結ぶ昭和62年秋分の日満潮位（DL + 4.12メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点	三等三角点廣崎（北緯32度36分10.9769秒 東経130度25分49.0248秒）から286度28分49秒 1432.795メートルの地点
2の地点	1の地点から116度56分56秒 1.536メートルの地点
3の地点	2の地点から209度39分18秒 1.975メートルの地点
4の地点	3の地点から119度09分21秒 6.975メートルの地点
5の地点	4の地点から29度30分48秒 1.965メートルの地点
6の地点	5の地点から118度54分34秒 13.119メートルの地点
7の地点	6の地点から209度03分06秒 1.969メートルの地点
8の地点	7の地点から119度13分08秒 6.973メートルの地点
9の地点	8の地点から30度35分39秒 1.967メートルの地点
10の地点	9の地点から119度06分37秒 13.102メートルの地点
11の地点	10の地点から209度06分40秒 1.973メートルの地点
12の地点	11の地点から119度19分55秒 6.986メートルの地点
13の地点	12の地点から29度27分53秒 1.954メートルの地点
14の地点	13の地点から119度09分08秒 13.415メートルの地点
15の地点	14の地点から210度12分01秒 1.982メートルの地点
16の地点	15の地点から119度26分57秒 6.417メートルの地点
17の地点	16の地点から29度58分09秒 1.996メートルの地点
18の地点	17の地点から119度07分42秒 13.460メートルの地点
19の地点	18の地点から209度18分15秒 1.984メートルの地点
20の地点	19の地点から119度40分59秒 6.997メートルの地点

- 21 の地点 20 の地点から 29 度 01 分 46 秒 1.997 メートルの地点
- 22 の地点 21 の地点から 118 度 57 分 12 秒 1.374 メートルの地点

(3) 面積

- 17,567.41 平方メートル
- 2 工区 11, 794.26 平方メートル
- 3 工区 5, 773.15 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに上天草市水産課

熊本県告示第 432 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字大野原 1186 の 81（次の図に示す部分に限る。）、1186 の 82
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大野原 1186 の 81（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 433 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町岩城字鳥越 825、830、831 の 1、831 の 2、832 の 1、834、837、838 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳥越 830・831 の 1・831 の 2（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 434 号

昭和 59 年 9 月 28 日熊本県告示第 832 号の 5（動物の飼養収容の許可を要する区域の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。
平成 18 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定区域の表八代市の部を次のように改める。

八代市	出町、通町、鷹辻町、袋町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、松江城町、北の丸町、西松江城町、蛇籠町、八幡町、塩屋町、新地町、三楽町、建馬町、新開町、新浜町、福正元町、十条町、萩原町一丁目、萩原町二丁目、清水町、新町、大手町一丁目、大手町二丁目、昆舎丸町、横手本町、興国町、松江本町、夕葉町、黄金町、弥生町、末広町、緑町、花園町、旭中央通、上日置町、
-----	---

	<p>上西町、河原町、大村町、宮地町、西宮町、日奈久上西町、日奈久浜町、日奈久中町、妙見町、築添町、迎町、植柳上町、松崎町、植柳元町、港町、千反町、日奈久東町</p> <p>駅前（1、2の各区に限る。）、鏡町鏡村（1、2、3、4、5、の各区に限る。）、鏡町内田（1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16の各区に限る。）、鏡町鏡（1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14の各区に限る。）の各区に限る。）</p> <p>坂本町中谷い（大林に限る。）、坂本町坂本（上片岩、下片岩、油谷、坂本、松崎に限る。）、坂本町荒瀬（合志野に限る。）</p>
--	---

指定区域の表玉名市の部を次のように改める。

玉名市	玉名市高瀬
-----	-------

指定区域の表本渡市の部を次のように改める。

天草市	<p>浄南町、太田町、南町、南新町、東町、港町、栄町、諏訪町、中央新町、古川町、川原町、東浜町、船之尾町、大浜町、城下町、小松原町、浜崎町、今釜町、今釜新町、北浜町、旭町、本渡町本渡（中山口、内柿、溝端、山ノ口、上川原、山の手、中南、浄南に限る。）、本渡町本渡馬場（城下、浜崎、馬場、牛ノ首、中村、山仁田、今釜に限る。）、本渡町広瀬、本渡町本泉、亀場町（宇土、春登、後堀、友尻を除く。）、志柿町（瀬戸上、瀬戸下、加志、土手、知ヶ崎に限る。）、下浦町、（西、野中櫛木、中船場、上船場に限る。）、楠浦町、（舟津、大友尻に限る。）、佐伊津町（洲ノ崎、宮口、元、三軒屋、浜洲、松原に限る。）、牛深町（岡東、岡1区、岡2区、岡3区、岡4区、舟津区、真浦区、加世浦区、宮崎区、鬼塚区、須口区字上六田、須口区字六田、須口区字須口、茂串区字小浦、茂串区字茂串、茂串区字野迫、茂串区字村上に限る。）、久玉町（明石区字明石、加治屋区字小浦、大脇区字脇の田、上揚区字吉辺川、上揚区字馬場、吉田1区字吉田、吉田1区字田中、吉田1区字堂面に限る。）、魚貫町（魚貫1区、魚貫2区、浦越区字中の須、浦越区字サブロ、浦越区字浦越に限る。）、五和町二江（君が水、土浦、中元、崎方、須の脇に限る。）、天草町下田北（長畑、宮の本、湯本に限る。）</p>
-----	---

指定区域の表牛深市の部を削り、同表阿蘇市の部の次に次のように加える。

合志市	豊岡（すずかけ台区 泉ヶ丘区に限る。）、幾久富（永江団地区、杉並台区、武蔵野台区に限る。）
-----	---

指定区域の表八代郡の部を次のように改める。

八代郡	氷川町	宮原栄久、宮原（東上宮、西上宮、宮園、新村に限る。）
-----	-----	----------------------------

指定区域の表天草郡の部五和町の項及び天草町の項を削る。

熊本県告示第 435 号

昭和 43 年 1 月 9 日熊本県告示第 6 号（と畜場法施行細則様式第 1 に掲げると畜場番号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

平成 18 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中 5 の項を次のように改める。

5	株式会社熊本畜産流通センター	一般	菊池市七城町林原 9 番地
---	----------------	----	---------------

表中 14 の項を次のように改める。

14	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構九州沖縄農業研究センター肉質評価実験室	一般	合志市須屋 2450
----	---	----	------------

公 告

熊本県公告第 300 号

合志市合志町土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。
平成 18 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏名	新住所	旧住所
理事	西 島 健 二	合志市福原 1077	菊池郡合志町大字福原 1077
"	江 藤 政 晴	合志市福原 2682-2	菊池郡合志町大字福原 2682-2
"	岡 田 正 孝	合志市竹迫 1931	菊池郡合志町大字竹迫 1931
"	坂 本 重 一	合志市幾久富 5	菊池郡合志町大字幾久富 5
"	中 嶋 鐵 夫	合志市幾久富 914	菊池郡合志町大字幾久富 914
"	松 井 良 二	合志市幾久富 1319	菊池郡合志町大字幾久富 1319
"	福 嶋 良	合志市豊岡 143	菊池郡合志町大字豊岡 143
"	吉 住 繁 寛	合志市豊岡 2402-12-2	菊池郡合志町大字豊岡 2402-12-2
"	木 永 健 治	合志市上庄 1489	菊池郡合志町大字上庄 1489
"	上 野 俊 也	合志市上庄 1372	菊池郡合志町大字上庄 1372
"	林 一 義	合志市栄 321	菊池郡合志町大字栄 321
"	村 上 桂 祐	合志市栄 2961-1	菊池郡合志町大字栄 2961
"	秋 吉 不 二 雄	合志市栄 2295-119	菊池郡合志町大字栄 2295-119
監事	渡 邊 末 信	合志市竹迫 1852	菊池郡合志町大字竹迫 1852
"	狩 野 義 雄	合志市豊岡 459	菊池郡合志町大字豊岡 459
"	上 島 英 児	合志市上庄 173	菊池郡合志町大字上庄 173

熊本県公告第 301 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 18 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物件 平成 18 年 5 月 31 日（水）に実施する第 32 回熊本県消防救助技術大会において使用する仮設棟（2 棟）、煙道及び高塀
- (2) 借入物件の規格、品質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成 18 年 5 月 16 日（火）から平成 18 年 6 月 2 日（金）まで
- (4) 納入期限 平成 18 年 5 月 16 日（火）
- (5) 納入場所 熊本県消防学校（上益城郡益城町大字惣領字西窪 2167）
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、前記（3）借入期間の賃借料を記載すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号、以下「要綱」という。）による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (4) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年4月10日(月)から平成18年4月14日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所等
熊本県総務部危機管理・防災消防総室消防班(熊本県行政棟新館10階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2116
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成18年4月10日(月)から平成18年4月19日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成18年4月20日(木)午前10時
- イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部危機管理・防災消防総室内
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成18年4月19日(水)までに必着するように郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。